

令和七年十一月

令和七年十一月文京区議会定例議会議案

文
京
区

目次

議案第三十八号	文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第三十九号	文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第四十号	文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第四十一号	文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	11 頁
議案第四十二号	文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例	15 頁
議案第四十三号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	29 頁
議案第四十四号	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	31 頁
議案第四十五号	文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	33 頁
議案第四十六号	文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	35 頁
議案第四十七号	文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	37 頁
議案第四十八号	文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を	

	改正する条例	39 頁
議案第四十九号	文京区男女平等センターの指定管理者の指定について	41 頁
議案第五十号	文京区立アカデミー文京等の指定管理者の指定について	43 頁
議案第五十一号	文京区立千石児童館の指定管理者の指定について	45 頁

議案第三十八号

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年十月文京区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

十三 区長

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百十七号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二に次のように加える。

十四 区長

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

(説 明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に基づき、個人番号を利用する事務を追加するため、本案を提出いたします。

議案第三十九号

文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例
第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律
第四百一十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において
「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の上欄に掲げる健康診
断」を「同表の上欄に掲げる健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査

通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期
の健康診断又は臨時の健康診断

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第
十五号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十号

文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第三号中「第五十六条第一項第二号において」を「以下」に改める。
第三十条第二項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の上欄に掲げる健康診断」を「同表の上欄に掲げる健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査

入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第四十七条第一項中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十一号

文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

第十九条第二項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の上欄に掲げる健康診断」を「同表の上欄に掲げる健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査

入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第二十九条中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

第三十一条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第三十三条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャ

ルワーカー（以下「子ども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第四十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第四十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第六十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第八十九条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十七条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十八条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十九条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百十一条第二項第二号中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を削る。

付則第十三項中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録」に改める。

付 則

この条例中第十四条、第十九条第二項、第二十九条及び付則第十三項の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和八年三月一日から施行する。

（説 明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十二号

文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第一章 総則（第一条―第十九条）

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則（第二十条）

第二節 一般型乳児等通園支援事業（第二十一条―第二十四条）

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第二十五条・第二十六条）

第三章 雑則（第二十七条）

付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第一項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第三条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第六条の三第二十三項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用して乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第四条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 区長は、文京区児童福祉審議会条例（令和六年十二月文京区条例第四十一号）第一条に規定する文京区児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第五条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害対策)

第六条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第七条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳

児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的
に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、
安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとす
る。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第八条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の
移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を
確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこ
れらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同
程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該
自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在
の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）

第九条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱
意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第十条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な

知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十一条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができ。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第十二条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第十三条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第十四条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十五条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能等を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第十六条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- 七 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第十七条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整

備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第十八条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第十九条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第二十条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行

う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項又は同法第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第二節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第二十一条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
 - 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
 - 三 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - 四 満二歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
 - 五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。
 - 六 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - 七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の

三に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

四階以上の階	三階		二階		階
	常用	避難用	常用	避難用	
2 1 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	3 2 1 建築基準法第二十条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	2 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	4 3 2 1 建築基準法第二十条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	2 1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 2 屋内階段 屋外階段

施設又は設備

避難用

- 1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。）
- 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもものが設けられていること。
- (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられて

いること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第二十二條 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の幼児おおむね六人につき一人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき二人を下ることはできない。

3 第一項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を一人とすることができる。

一 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

二 当該一般型乳児等通園支援事業を利用してしている乳幼児の数が三人以下である場合であつて、保育所等を利用してしている乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、

かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第二十三条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十二号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第五十二条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第二十四条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第二十五条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 保育所 児童福祉施設基準条例（保育所に係るものに限る。）
- 二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十四号）
- 三 幼保連携型認定こども園 文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十三号）

四 家庭的保育事業等を行う事業所 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十

六年九月文京区条例第二十六号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第二十六条 第二十三条及び第二十四条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第三章 雑則

（電磁的記録）

第二十七条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、本案を提出いたします。

議案第四十三号

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例
第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「この号及び次号において」を削る。

第二十五条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教
育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の
職員にあつては学校教育法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）」に
改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十四号

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。
第十七条第二項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断

利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断

乳幼児に対する健康診査

利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

付則第九条中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十五号

文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項の表備考第一号中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録」に改める。

第二十一条中「児童福祉法第三十三条の十各号」を「法第二十七条の二第一項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十六号

文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和六年十二月文京区条例第
四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録」に
改める。

第十条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教
育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたし

ます。

議案第四十七号

文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

第二十二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

付 則

この条例中第十四条の改正規定は公布の日から、第二十二条第三号の次に一号を加える改正規定は令和八年三月一日から施行する。

（説 明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十八号

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年九月文京区条例第二十四号)
の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十九号

文京区男女平等センターの指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区男女平等センターの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

- 一 公の施設 東京都文京区本郷四丁目八番三号
文京区男女平等センター
- 二 指定管理者 東京都文京区春日一丁目十六番二十一号 文京区役所十四階
文京区女性団体連絡会
- 三 指定の期間 令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

（説 明）

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第五十号

文京区立アカデミー文京等の指定管理者の指定について
 右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立アカデミー文京等の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

名 称	位 置
文京区立アカデミー文京	東京都文京区春日一丁目十六番二十一号
文京区立アカデミー湯島	東京都文京区湯島二丁目二十八番十四号
文京区立アカデミー音羽	東京都文京区大塚五丁目四十番十五号
文京区立アカデミー千石	東京都文京区千石一丁目二十五番三号
文京区立アカデミー茗台	東京都文京区春日二丁目九番五号
文京シビックセンタースカイホール	東京都文京区春日一丁目十六番二十一号

響きの森文京公会堂

東京都文京区春日一丁目十六番二十一号

二 指定管理者

東京都文京区春日一丁目十六番二十一号 文京シビックセンター内

公益財団法人文京アカデミー

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第五十一号

文京区立千石児童館の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十一日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立千石児童館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

- 一 公の施設 東京都文京区千石一丁目四番三号
文京区立千石児童館
- 二 指定管理者 東京都港区港南一丁目二番七十号
株式会社日本保育サービス
- 三 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

（説明）

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。